報告しんぎょれん 2015



和歌山県信用漁業協同組合連合会

目 次

ご あ い さ つ	
経 営 方 針	
リスク管理の体制	
コンプライアンス (法令遵守) の体制	·lj
金融ADR制度への対応	5
漁業者等の経営の改善のための取組の	O状況
地域の活性化のための取組の状況	8
トピックス	g
事 業 の 内 容	
商品・サービスのご案内	
業 績 の 概 要	
貸 借 対 照 表	
損 益 計 算 書	
注 記 表	18
キャッシュ・フロー計算書	27
剰 余 金 処 分 計 算 書	28
財務諸表の正確性等にかかる確認	29
貯 金	30
種類別·貯金者別貯金残高	30
科目別貯金平均残高	30
貸 出 金	31
種類別・使途別・貸出者別貸出金列	表高 31
科目別貸出金平均残高	31
貸出金担保別内訳	32
債務保証担保別内訳	32
業種別貸出金残高	32
主要な水産業関係の貸出金残高	38
有	
種類別有価証券平均残高	34
有価証券残存期間別残高	34
有価証券の取得価額又は契約価額、	時価及び評価損益 35
保有有価証券の利回り	35

受託業務 · 為替業務等	
受 託 貸 付 金 の 残 高	
内国為替の取扱実績	
平残・利回り等	
粗 利	<u> </u>
業 務 純 益	<u> </u>
資金運用勘定・調達勘定の平均死	浅高等
受取・支払利息の増減額	頁
経費の内部	尺
諸 指 標	
最近5年間の主要な経営指標	票 ······
自己資本の充実の状況	兄
経 営 諸 指 標	其
リスク管理情報等	
リスク管理債権残高及び同債	権に対する保全額
金融再生法開示債権残高及び同	債権に対する保全額
貸倒引当金の期末残高及	び期中の増減額
貸 出 金 償 却 の) 額
役員等の報酬体系	
本 会 の 組 織	
会 員 数	χ
役	
店 舗 一 賢	道 ————————————————————————————————————
自動機器の設置状物	兄
協 同 会 社	±
特定信用事業代理業の状況	兄
組 織 機 構 🗵	X]
沿 革 ・ 歩 み	·
手 数 料 一 5	<u> </u>
内国為替の取扱手数料	¥
その他の諸手数米	斗
勧 誘 方 針	

本報告は、水産業協同組合法第92条第3項において準用する同法第58条の3に基づいて、作成したディスクロージャー資料です。

ごあいさつ

日頃より、私ども和歌山県信用漁業協同組合連合会(略称 JFマリンバンク和歌山) をご利用いただきまして誠に有難うございます。

さて、当連合会の業務内容、活動状況等を皆様にご紹介する「報告しんぎょれん201 5」を、粗製ですが本年も発行いたしました。これによって、当連合会に対するご理解を 深めていただき、一層お引き立ていただければ幸いに存じます。

当連合会は昭和30年に創立して以来、和歌山県下の漁業振興と漁業者の生活向上を目的に事業を展開してまいりました。具体的には、県下の漁業協同組合及び漁業者等に事業資金を融通し、漁業生産の向上と消費者に新鮮な魚介類等を供給することによって、国民の安全な食糧確保と豊かな食生活に貢献してまいりました。一方、漁村の最も身近な金融機関として、金融機能を発揮し、貯蓄奨励、漁村地域の生活、漁村地域の環境整備、海のレジャー事業等への対応を行っています。

さらに各漁業協同組合から信用事業を譲り受けた一県一信用事業統合体として、漁業者 及び漁村地域の皆様に信頼され、地域の発展に貢献できるより良質な金融サービスを提供 いたしたいと考えております。

同時に公共性の高い地域金融機関の一員として、コンプライアンス経営の実践や「JFマリンバンク基本方針」の遵守等により経営の健全性、透明性を確保し、信頼性の向上に努める所存でございます。

皆様の一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年7月

和歌山県信用漁業協同組合連合会 代表理事会長 榎 本 秀春

経 営 方 針

当連合会は、創立以来、漁業金融を通じて、県下漁業の振興と漁業者及び漁協の経営安定並びに漁業者の生活向上のために貢献してまいりました。

その間、金融の自由化の進展、ペイオフの解禁等金融機関経営をめぐる環境は激変して まいりました。

この環境変化に適切に対応し、今後とも漁協系統金融機関として漁村地域に密着し、充実した金融機能を発揮するため、自己経営責任の原則に基づき、コンプライアンス経営の実践、個人情報保護方針の遵守、「JFマリンバンク基本方針」の遵守、リスク管理体制の充実、経営の効率化等により適切な業務運営と経営の健全性、透明性を確保し、信頼性の向上を図るよう努めてまいりたいと考えています。

① 経営の健全性・透明性

漁協系統金融機関として、水産業協同組合法等あらゆる法令や「JFマリンバンク基本 方針」等系統内ルールを遵守し、誠実かつ公正な業務運営を確保すると共に、適正な資産 自己査定の実施等適切なリスク管理を行い、健全で透明性のある経営に努めてまいります。

② 経営の効率化

各漁協から信用事業を譲り受けた、一県一信用事業統合体として、利用者の利便性に配慮しつつ、機械化等経営の効率化を図り、会員還元が可能な収益力のある経営体を目指してまいります。

③ 自己資本の充実

J F マリンバンクグループの一員として、利用者の信頼を確固たるものとするため、自己資本比率の基準値(8%以上)の安定確保に努めてまいります。

④ 地域との密着化

県下唯一の漁業専門金融機関(協同組織金融機関)としての特性を生かし、組合員・地域住民とのつながりの強化に向けた事業展開を図ってまいります。

リスク管理の体制

1. リスク管理基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心してご利用いただくためには、より健全性の高い経営を 確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

2. 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当連合会は、理事会において個別の重要案件又は大口案件については対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

3. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。市場リスクは、主に金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの3つからなっています。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいい、為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当連合会では、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び 当連合会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において 運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日 常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針 及び余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っております。 運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

4. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当連合会では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品毎に異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

5. オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当連合会では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

6. 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当連合会では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主点検を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

7. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当連合会では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

コンプライアンス(法令遵守)の体制

1. 基本方針

自己責任原則に基づいた健全経営の確保、信頼性の確立が求められているなか、事業運営に法令等の遵守の徹底が経営の最重要課題と認識し、連合会全体に遵法精神が浸透するよう努めてまいります。

- 2. コンプライアンス対応体制
 - (1) コンプライアンス推進委員会

会長、専務、参事、各部長等で構成し、当連合会のコンプライアンスに関する企画 や進捗状況について審議を行い、その内容については理事会に協議・報告いたします。

(2) コンプライアンス責任者

本支店にコンプライアンス責任者を設置し、コンプライアンスに関する相談窓口と し、担当部署におけるコンプライアンスに関する事項について責任を負います。

(3) コンプライアンス統括部署

管理部をコンプライアンス全般にかかる統括部署とし、コンプライアンス・プログラムを立案するとともに会長等からのコンプライアンスにかかる指示を履行し、必要事項の報告・連絡を行います。

金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当連合会においては、組合員等の利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応致します。

具体的には、

- (1) 利用者サポート等管理責任者の設置
- (2) ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置

を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部署との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受付けたご相談・苦情等については、苦情処理体制の改善や苦情等の再発防止策・未 然防止策に活用します。

2. 紛争解決措置の内容

苦情などのお申し出については、当連合会が対応致しますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。(JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介いたします。)

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。

漁業者等の経営の改善のための取組の状況

1. 中小漁業者等の経営支援に関する方針

本会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組みます。

- (1) 本会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの新規融資や貸付条件の変更 等の申込みがあった場合には、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの特性および 事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- (2) 本会は、事業を営む組合員等の皆さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、組合員の皆さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。
- (3) 本会は、組合員等の皆さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員等の皆さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

- (4) 本会は、組合員の皆さまをはじめとするお客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員の皆さまをはじめとするお客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
- (5) 本会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについては、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、漁業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めます。
- 2. 中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

本会が行う貸付業務等において、漁業者をはじめとする地域のお客さまからの申込みに対して、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備しております。

- (1) 代表理事会長、代表理事専務、参事、管理部長、業務部長、監査室長を構成員とする「コンプライアンス推進委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し 組織横断的に協議しています。
- (2) 参事(業務担当)を「金融円滑化管理責任者」として、本会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めています。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めています。
- 3. 中小漁業者等の経営支援に係る取組状況

本会が漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して、必要な資金を供給していくために、事業の状況や特性を勘案しながら取組んでいます。

- (1) お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについては、漁業信用基金協会等の外部機関と緊密に連携を図っています。
- (2) お客さまからの償還負担の軽減の申込みについては、負債整理資金の提供や償還期間の延長を提案し対応しています。

4. 経営者保証に関するガイドラインに係る取組状況

「経営者保証に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という)とは、経営者保証(中小企業の経営者等による個人保証)における合理的な保証契約の在り方を示すとともに、主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うためのルールとして、「経営者保証に関するガイドライン研究会」(全国銀行協会及び日本商工会議所)が策定したものです。

本会では、個人保証契約について、ガイドラインを遵守して取り扱うこととしております。

- (1) 経営者保証は、企業の信用力の補完、情報不足等に伴う債権保全等の必要性等の観点から、中小企業の皆様の資金調達の円滑化に寄与する等の役割があります。一方、ガイドラインでは、主たる債務者において以下のような点が将来に亘って充足すると見込まれる場合には、金融機関は主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。
 - ①法人の事業資産と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
 - ②法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えない
 - ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る
 - ④法人から適時適切に財務情報等が提供されている
 - ⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある

そこで、本会では、お客様ごとにガイドラインに定められた事項等を総合的に勘案 して、保証契約の必要性を検討させていただいております。

- (2) 原則として、保証債務の履行請求時には、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、請求の範囲を検討いたします。また、保証人がガイドラインに基づく保証債務の整理に則った整理を申し立てた場合には、金融機関はガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努めることとされており、本会の保証契約(覚書)にはその旨が規定されています。
- (3) 保証契約の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性がありますので、ご相談等により保証契約の必要性を再度判断いたします。

5. 浜の活力再生プランに係る取組状況

平成25年度の国の支援事業である魚価の低迷や資材高騰等により、疲弊している水産業や漁村を再生し、水産業の持続的な発展及び活力ある漁村を実現するため、改革に取

組む意欲のある漁村が、その実態に応じた総合的かつ具体的な取組内容、及び改善目標を 定めた「浜の活力再生プラン」を策定するに当たっての取り組みに対し、積極的な関与及 びサポートに努めました。

また、漁業経営セーフティーネット構築等事業に燃油緊急対策として、「もうかる漁業 沿岸版」、「省エネ機器等導入推進事業」が措置され、漁連・漁協とも連携のうえ、主体的 に取り組んでまいりました。

今後においても、漁村地域毎の所得向上の実現及び浜の再生へ向けた役割発揮に取り 組んでまいります。

地域の活性化のための取組の状況

1. JF女性部活動の支援

漁業協同組合の組合員家族及び地域の女性で構成するJF女性部組織が、県下に13 あります。このJF女性部で構成する和歌山県漁協女性部連合会の事務局を、本会が創設以来担当し、漁家生活の安定、漁業の振興並びに漁村地域の発展などの活動を共に行っています。

- (1) 森川海の環境保全活動
 - ①海浜の美化活動の促進、浜そうじ支援事業の実施
 - ②人と環境にやさしい「わかしお石けん」の使用推進
 - ③漁民の森づくり・育樹活動への参画
- (2) 水産物消費拡大活動
 - ① "地産の魚"を使用したおさかなママさん活動の展開
 - ②料理教室等を通じて"食育"活動の展開
 - ③朝市やイベントを通じ、地産地消を目指した魚食普及
- (3) 漁業振興活動
 - ① I F 事業の全利用推進
 - ②安全操業のためのライフジャケット着用推進

2. 漁船海難遺児を励ます運動

漁業生産は海上労働が主であり、残念ながら、海難事故は無くならない現状であります。不幸にして海難事故で夫、父等を失った家庭を励まし、遺児の学資の給付や、奨学金の貸与を主な事業とする「漁船海難遺児を励ます運動」には、昭和44年の運動開始より、募金活動から資金の給付等までを担当し、県内活動の中心的役割を果たしています。

トピックス

1. 次期中期経営計画における取組み

当連合会では次期中期経営計画(平成27年度~平成29年度)を策定し、取組項目として次のことを掲げました。

- (1) JFマリンバンク体制整備基準・指針に基づいた「店舗機能再構築計画基本方針」の実践により、従来営業店として稼動していた店舗の一部は、巡回店舗として曜日時間限定営業を実施しております。これらの運営について、状況に応じてATM設置を行う等、利用者に対する利便性の維持に努め効率的な人員配置を行うほか、窓口業務が集約店舗に集中したことによる事務リスクを軽減することを目的に漁協との口座振替等決済取引について電子媒体化やWEB自振への変更等を進めてまいります。
- (2)漁業近代化資金の償還期限延長、農林中央金庫による利子助成制度の対象拡充、自己資金相当分への本会プロパー融資対応開始等を受け、「事業資金融資推進プロジェクト」を立ち上げ、組合員の資金需要を的確に把握するとともに相談機能を充実し、提案型融資推進等積極的に取り組んでまいります。

2. 抜本的組織改革に向けた取組み

本会では「安定運営のための資金増強」並びに体制整備の一環から「店舗機能と本店機構の再構築」に取り組んでおりますが、今後とも予想される漁業環境の低下から、健全経営を維持し、県下漁村地区に漁業金融を提供し続けていくことが益々困難になることが予想されます。この問題への対応策として「広域信漁連構想」の必要性について兵庫県信漁連との間で合意に至ったことから、両者で統合協議会を立ち上げ、平成26年3月まで計5回の協議会検討を経て「統合について」のとりまとめを行いました。今後は、次期ステージへのステップとして統合信漁連推進委員会を立ち上げ、広域化の実現に向けて実務的な検討を進めてまいります。

3. 貯金における取組み

漁業不振、漁村地区の高齢化、相続による貯金流出等、厳しい環境のもとで店舗機能 再構築を実施したことから、個人貯金残高の維持・確保を重要課題と位置づけ、組合員 等地域利用者の利便性確保に努めるとともに、渉外体制を強化し積極的な推進に取組ん でまいりました。恒常的な渉外活動の取組みとして、年間を通して新規定期貯金に対す る金利優遇を実施、また、県下一斉新規定期獲得キャンペーンに加え、全国運動に呼応 した統一キャンペーンを女性部組織と連携し展開いたしました。

4. 貸出における取組み

事業資金の需要に迅速かつ適切な対応を目指し、「無保証人型漁業融資促進事業」並びに「漁業近代化資金利子助成事業」を活用した融資推進を積極的に取組んだほか、漁業者の経営安定を図る目的で燃油価格の高騰や不漁への緊急対策として実施された漁業振興資金の利用推進に努めました。

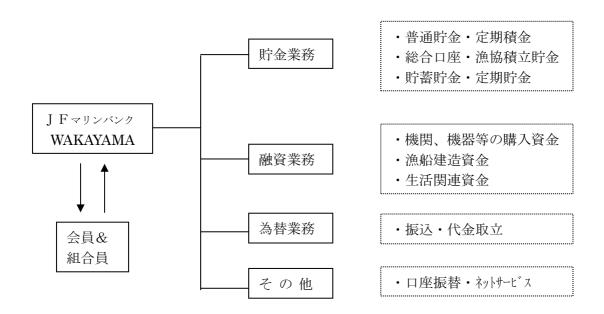
生活ローンについては、住宅ローンでは、「抵当権設定等債権保全にかかる費用優遇」、マイカーローンについても、「ECO キャンペーン」による保証料の軽減を実施し、新規獲得に取組んでまいりました。

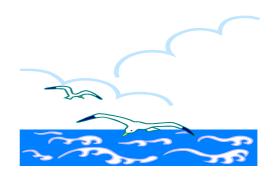
事業の内容

当連合会は、毎日の暮らしに役立つ、会員(県下漁業協同組合等)及びその構成員である組合員等を主な対象とした漁村地域の金融機関「JFマリンバンク」です。

取扱い業務は貯金、融資、為替など会員及び会員の組合員の事業・生活に直接結びつくものです。 例えば、会員(組合員を含む)からお金をお預かりし、このお預かりした貯金を原資として資金を必要とする会員等に融資を行います。また、漁獲物の販売代金や資金決済のための為替業務を行っています。余った資金は全国系統の取りまとめ機関である農林中央金庫に預け入れするなどの運用を行っています。

「JFマリンバンク」は、漁協、信漁連、農林中央金庫が有機的に結びついて、漁協系 統金融として大きな力を発揮しています。





商品・サービスのご案内

貯金業務

会員並びに組合員はもちろん、その家族、漁業関連団体、地域住民の皆様からの貯金をお預かりしています。

	和	É	類		特 徵	期	間	最低預入額	
	当	座	貯	金	決済用の小切手・手形をご利用いただくための貯金です。				
)(:	\3 <u>Z</u>	마스		いつでも自由に出し入れでき、どなたにでもご利用いただ				
	普	通	貯	金	ける貯金です。				
					普通貯金に定期貯金をセットすることで自動融資機能(定				
	44	^		rde:	期担保)を持たせた大変便利な通帳です。取り扱いは個人				
.T.	総	合	口	座	に限定された、貯める・使える・借りると3つの機能を持	+ 1	<i>2</i> 1	1 III	
当座性貯金					った貯金です。	定め	/s L	1円	
貯(\ /- 1	3 4 ~ I	II P4	^	普通貯金の1種別で、元本に対して利息はつきませんが、				
	沃	(月)	用 貯	金	貯金保険制度により全額保護となる貯金です。				
	納	税準	備貯	金	納税の資金をお預かりする口座です。				
	貯	-14 :	마~	金	普通貯金の便利さと金額階層に応じた金利の有利さを兼				
		蓄	貯	金	ね備えた、個人用の貯金です。				
	诵	知	B-t-	Δ.	7 日以上の預入が必要で、余裕金の一時的運用に便利な貯		N L	100 天田	
	理	和	貯	金	金です。	7 日.	以上	100 万円	
					お預入れから1年間以上据置きのあと、いつでも満期日を				
	期	日 指	定定	定期	指定できる定期貯金です。利息は1年ごとの複利で計算し	最長3年			
				ます。				1円	
	フ	_ \%	ー 定	₩B	1ヶ月、 3 ヶ月、 6 ヶ月、 1 年などの期間を選べる〈定型方	1ヶ月	以上		
		,	Æ	刔	式〉と満期日を指定できる〈期日指定方式〉があります。	5 年.	以内		
完	大		定	期	まとまったお金の運用に有利な高利回りの定期貯金です。	1ヶ月	以上	1000 万円	
定期性		Н	Æ	栁	よこよりにお並り歴用に有利な同利回りの定例則並(り。	5年.	以内	1000 // [7]	
11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	亦:	新	利 型 定	• 	預入日から6ヶ月ごとに金利が変動する定期貯金です。	1 年.	以上		
亚	炎:	助 立 /	刊 生 足	. 朔	IR八口がり 0 ケ月 ことに並列が変動する足効則をしす。	3年.	以内	1円	
	積 立 定 期 貯 金		A	毎回の移立なな個々の空間贮なしして延けまれませ	1 年.	以上	1 🖰		
			亚.	毎回の積立金を個々の定期貯金として受け入れます。		以内			
					毎月の積立額を決めて、継続的に積立てていく〈定額型〉	6ヶ月	D/ F		
	定	期	積	金	と最初に受取金額を決めて、積立期間と毎回の積立額を決	5年.		500 円	
					める〈目標型〉があります。	0 T	PV 1,1		

会員への融資をはじめ、漁業者・事業者の皆様の暮らしや、地域住民の皆様に必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体、水産業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。 さらに、株式会社日本政策金融公庫等の融資申込みのお取次もしています。

		種類	資金使途	貸出金額	期間	対象者
#	普	通 資 金	当会が認めたもの	V		個人/法人
手形貨	信月	用事業統合対策資金	信用事業譲渡運転資金	当会承認額	. to or t	信用事業譲渡漁協
付	定	期貯金担保	なし	定期貯金額面金額	1年以内	個人/法人
=	漁美	 養経営革新円滑化資金	運転資金	1,500 万円以内		会員の組合員
		【制 度 資 金】				
		漁業近代化資金	漁業設備資金等	和歌山県承認額	近代化資金 要領期間	会員及び会員の組合員
		【信漁連資金】				
	事	普 通 資 金	当会が認めたもの			所属員及び員外者
	業資	漁協施設資金	漁協施設の改良、復旧及び取得	当会承認額	20 年以内	漁協、漁業協同組合連合会
	金	漁協財務改善資金	信用事業譲渡または廃止時における自己 資本不足額等財務改善に必要な資金		15 年以内	信用事業を本会へ譲渡 又は廃止した漁協
証		営 漁 資 金	漁業経営に必要な中長期運転資金	700 万円以内	最長 5 年	会員の組合員
書		漁業経営資金	漁船の取得、推進機関及び機器の設置等	2,000 万円以内	20年以内	会員の組合員である個 人又は法人
造		【一般ローン】				
貝		住宅ローン	住宅の取得、増改築及び宅地取得資金	5,000 万円以内	35 年以内	会員の組合員である個
付	生	排水施設資金	浄化槽、排水管及び関連施設の設置又は 改良	300 万円以内	10 年以内	人又は本会の地区内に 住所を有する個人
=	生活関	小口生活ローン	生活に必要な資金	500 万円以内	5年1ヶ月以内	個人
	連資	【ジャックス保証付ローン】				
	金	マイカーローン	マイカー購入資金	500 万円以内	8年以内	
		リフォームローン	住宅の増改築、設備資金	1,000 万円以内	15 年以内	個人
		教育ローン	入学金、授業料、下宿代等の資金	500 万円以内	13年以内	间八
		その他目的ローン	なし	300万円以内	7年以内	
	政	【代理業務】				
	府		漁業設備資金	公庫要領額	公庫要領期間	会員及び会員の組合員
	系資金	㈱日本政策金融公庫	教育資金	学生一人につき 350 万円以内	15 年以内	個人
当	座	一般当座貸越	当会が認めたもの	当会承認額	1年以内	会員及び会員の組合員
貸	越	カードローン	なし	上限 100 万円	3年以内	個人

会員並びに組合員はもちろん、地域住民のみなさまが、「お金を振込みしたり、受け取ったり」するときなどにご利用いただいております。

現金の直接授受や持ち運びに比べて、手間や時間もかからず、紛失、盗難などの危険も 少なく大変便利です。

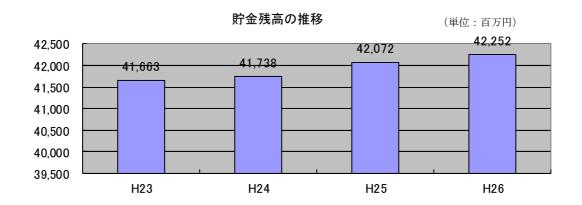
	種 類	内容
±=	17	受取人が金融機関に預貯金口座を持っている場合に利用する方法です。送られたお金は、受取人の預貯金口座に入金いたします。
振	込	れたお金は、受取人の預貯金口座に入金いたします。
4	会 版 古	販売代金などを手形や小切手で受け取った場合に、期日に資金化する方法で
代金取立		す。期日に取り立てたお金は、貯金口座に入金いたします。

各種サービス

種類	内容
自動引落サービス	電話・電気・水道等の公共料金、その他の料金について、ご指定の口
日期月浴り一し入	座から自動的にお支払いいたします。
自動入金サービス	国民年金・厚生年金等の各種年金や給与について、ご指定の口座に自
日期八金リーレス	動的に入金いたします。
自動振込サービス	毎月ご指定の日に家賃等について、ご指定の金額をご指定の口座から
日期派及リーレス	自動的にお振込みいたします。
各種公金の収納	自動車税等県税、固定資産税等の市町税等の公金収納を取り扱ってい
台種公金の収削	ます。
	本会発行のキャッシュカードを利用して、全国の漁協・信漁連・農林中
	央金庫の ATM・CD はもちろん、MICS 加盟の銀行・信用金庫・信用組
キャッシュカート゛サービス	合・ゆうちょ銀行のATM のほか、セブンイレブン・ローソン・ファミリ
	ーマートのコンビニ設置 ATM からのご出金・残高照会サービスもご利用
	いただけます。(ゆうちょ銀行・コンビニ設置ATM は入金もできます。)
	ショッピング・レジャー等に便利なクレジットカードで、国内はもと
マリンクレシ゛ットカード	より海外でもご利用いただけます。また、ロードアシスタンスサービ
	スが付いたカードも取扱いいたしております。
	窓口や ATM に行かなくても、ご自宅や職場のインターネット接続可
 インターネットバンキング	能なパソコン・携帯電話から残高照会やお振込サービスを利用いただ
	けます。また、マルチペイメントネットワークサービスによる料金等
	の収納(ペイジー)を取扱しております。

貯金業務

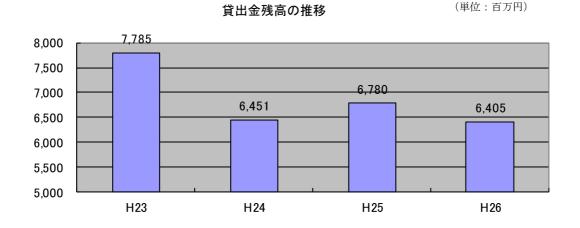
本年度は、漁業不振、漁村地区の高齢化、相続や介護による貯金流出等、大変厳しい環境のもとで、店舗機能再構築を実施し、個人貯金残高の維持・確保を重要課題と位置づけ、組合員等地域利用者の利便性確保に努めるとともに、渉外体制を強化し積極的な推進に取組んでまいりました。恒常的な渉外活動の取組みとして、年間を通して新規定期貯金に対する金利優遇を実施、また、県下一斉新規定期獲得キャンペーンに加え、全国運動に呼応した統一キャンペーンを女性部組織と連携し展開いたしました。その結果、年度末残高で前年度比 179 百万円 (0.4%) の増加となりましたが、平均残高では前年度比 470 百万円 (1.1%) の減少となりました。



算出業務

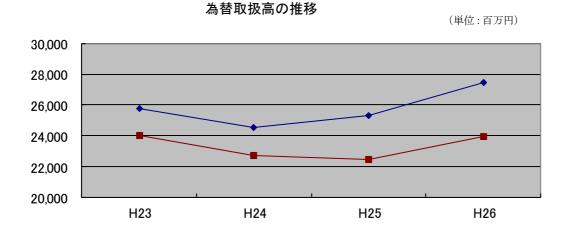
本年度は、漁業近代化資金を始めとした各種資金の需要に迅速かつ適切な対応を目指し、「無保証人型漁業融資促進事業」並びに「漁業近代化資金利子助成事業」を活用した融資推進を積極的に取組みました。

生活関連ローンにつきましては、顧客のローンニーズを把握するとともに、住宅ローンでは、「抵当権設定等債権保全にかかる費用優遇」、マイカーローンについても、「ECOキャンペーン」による保証料の軽減を実施し、新規獲得に取組んでまいりましたが、固定化債権を系統管理回収機構㈱へ売却したこともあり、年度末貸出残高は、前年度比374百万(5.5%)減少の6,405百万円、平均残高では前年度比131百万円(2.1%)の減少となりました。



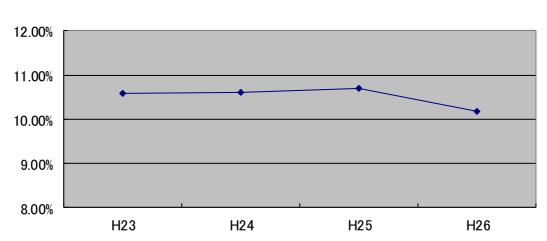
内国為眷業務

本年度の為替取扱実績の件数は、仕向(発信)16千件、被仕向(受信)22千件、取扱金額は、仕向 27,485 百万円、被仕向 23,965 百万円の実績でした。



自己資本比率

経営の健全性を示す自己資本比率は、会員各位のご協力を得て事業推進に取り組んだ結果、算定基準が厳しく改定されたものの、10.18%に止まりました。



自己資本比率の推移

貸 借 対 照 表

(単位:百万円)

資産の部	26年3月末	27年3月末	負債・純資産の部	26年3月末	27年3月末
現 金	419	320	貯 金	42, 072	42, 252
預 け 金	30, 834	31, 642	当 座 貯 金	16	12
系統預け金	29, 980	30, 987	普 通 貯 金	8, 528	9, 330
系統外預け金	854	655	納 税 準 備 貯 金	14	15
有 価 証 券	3, 859	3, 582	貯 蓄 貯 金	29	30
国 債	100	405	別 段 貯 金	28	24
地 方 債	3, 359	2, 778	定 期 貯 金	32, 523	31, 929
政府保証債	400	399	積 立 定 期 貯 金	339	303
貸 出 金	6, 780	6, 405	定 期 積 金	595	609
手 形 貸 付 金	2, 257	1,885	その他負債	85	83
証 書 貸 付 金	4, 064	4, 059	未払法人税等	3	6
当座貸越	121	123	従 業 員 預 り 金	34	34
金融機関貸付	338	338	未決済為替借	5	3
その他資産	132	131	未 払 費 用	30	32
未決済為替貸	1	1	前 受 収 益	3	3
前 払 費 用	3	3	その他の負債	10	5
未収収益	45	43	諸 引 当 金	202	190
その他の資産	83	84	賞 与 引 当 金	14	18
固定資産	216	218	退職給付引当金	172	154
有形固定資産	216	218	役員退職慰労引当金	15	17
外 部 出 資	1, 907	1,848	睡眠貯金払戻引当金	1	1
系統 出資	1,011	1,011	繰 延 税 金 負 債	0	33
系統外出資	896	837	債務保証	11	10
債務保証見返	11	10	(負債の部計)	42, 370	42, 568
貸倒引当金	▲ 541	▲251	会 員 資 本	1, 247	1, 251
			出 資 金	1, 006	1,004
			普 通 出 資 金	806	804
			優 先 出 資 金	200	200
			利益剰余金	241	247
			利 益 準 備 金	175	177
			その他利益剰余金	66	70
			特別積立金	12	12
			優先出資消却積立金	39	40
			当期未処分剰余金	15	18
			うち当期剰余金	7	10
			評価・換算差額等合計	0	86
			その他有価証券評価差額金	0	86
			(純資産の部計)	1, 247	1, 337
合 計	43, 617	43, 905	合 計	43, 617	43, 905

損 益 計 算 書

(単位:百万円)

					<u> </u>								(-1	位:日 <i>カ円)</i>
	損	失σ	部		26年3月末	27年3月末		1	削益	の i	郡		26年3月末	27年3月末
経	常	Ì	費	用	462	459	経		常	巾	ζ	益	472	481
資	金	調道	幸 費	用	36	35	資	金	運	用	収	益	438	431
	貯	金	利	息	36	35		貸	出	金	利	息	161	144
	支力	么 杂	推 利	息	0	0		預	け	金	利	息	11	10
役	務耶	引	等費	用	4	4		有価	証券	利息	配	当金	57	57
	内国為	為替多	支払手	数料	1	1		受	入	雑	利	息	0	0
	その	他支	払手	数料	1	1		受	取	奨	励	金	193	193
	その他	の役種	务取引等		2	2		受耳	文特	別	配当	i 金	16	27
そ	の他	事	業費	用	14	15	役	務	取	} 4	下収	益	12	12
	融資	筝 伊	呆 険	料	3	3		内国	為犁	受力	\手	数料	7	7
	支扌	乙 具	カ 成	金	2	2		その	他	受 入	手數	文料 かんしゅうかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	5	5
	国債	等債	権売.	却損	0	2		その作	也の後	と務耶	引等	収益	0	0
"	事	業 丼	隹 進	費	6	6	そ	の	他	事業	纟収	益	19	29
	債	雀 乍	亨 理	費	3	2		受耳	文出	資	記 当	金	17	18
事	業	管	理	費	404	405		受	取	助	成	金	1	1
	人	14	‡	費	264	262	["	国債	等	責券	売ま	印益	1	10
	旅	費 ろ	之 通	費	11	11		国債	等	責権	償退	置 益	0	0
"	業	彥	务	費	53	48	そ	Ø	他;	圣常	\$ 収	益	3	9
	負	担	旦	金	14	16		貸倒	引引	当金	戻り	人額	0	7
	施	Ē	<u>元</u> 文	費	53	59		その)他(刀経	常巾	又益	3	2
	貯る	金 伊	呆 険	料	6	6	特		別	禾	ij	益	0	59
	雑			費	1	1		有個	6 証	券	売刦	1益	0	59
	税			金	2	2								
そ	の他	. 経	常費	用	4	0								
	貸倒	引当	当金約	嬠 入	4	0								
	その	他の	経常	費用	0	0								
特	別	j	損	失	0	59								
	固定	資產	を 処 ク	分損	0	0								
	その	他华	寺別扌	員失	0	59								
	小	h	計		462	518								
税	引前	当	期系	山益	10	22								
法丿	税、信	E民税	及び事	業税	3	12								
当	期	剰	余	金	7	10								
当	期首	繰起	返剰 Я	金金	8	8								
当	期未	処分	入剰	全金	15	18								
	合	·	計		472	540		1	合	Ē	H		472	540

- I. 継続組合の前提に関する注記 該当はありません。
- Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - 1. 有価証券(外部出資含む)の評価方法は、次のとおりであります。
 - (1) 市場価格のないその他有価証券は、個別法による原価法です。
 - (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
 - 2. 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。
 - (1) 減価償却資産の償却方法は定率法です。
 - (2) 平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。
 - (3) 平成16年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しています。
 - (4) 耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
 - 3. 引当金の計上基準は次のとおりであります。
 - (1) 貸倒引当金は、「資産自己査定実施要領」、「会計規程」及び「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。) に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計上しております。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。また、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアーで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当年度は税法基準を採用)を計上しております。

すべての債権は、資産自己査定実施要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、 当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

- (2) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務 及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
- (3) 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支出に備えるため、支給規程に基づく当事業 年度末の要支給額を計上しております。
- (5) 睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく 払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく払戻損失見込額を計上しております。

- 4. リース取引の処理方法は次のとおりであります。
 - (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
 - (2) なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する未経過リース料については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式です。
- Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記 該当はありません。
- IV. 表示方法の変更に関する注記 該当はありません。
- V. 会計上の見積りの変更に関する注記 該当はありません。
- VI. 誤謬の訂正に関する注記 該当はありません。
- VII. 貸借対照表に関する注記
 - 1. 固定資産の減価償却累計額は 417,867,228 円、圧縮記帳累計額は 21,990,000 円 (うち、当期圧縮記帳額 0 円) です。
 - 2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部についてはリース契約により使用しております。
 - 3. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

系統預け金2,500,000,000円系統外預け金差入保証金1,000,000円

担保資産に対応する債務

為替資金決済 2,476,972 円 公金収納担保 2,216,933 円

- 4. 理事及び監事に対する金銭債権は 1,238,952,555 円です。(総合口座取引における当座貸越並びに貯金担保貸出は除く。役員又は役員が代表権を有する漁協及び法人との利益相反契約金額が含まれています。)
- 5. 理事及び監事に対する金銭債務はありません。(貯金は除く)
- 6. リスク管理債権の内訳は、次のとおりであります。
 - (1) 貸出金のうち、破綻先債権額は31.462.468円、延滞債権額は879.973.408円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の 事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法 人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じているものです。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものです。

(2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は0円です。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は0円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 911.435.876円です。

なお、上記(1)から(4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,216,144円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が1,216,144円あります。

なお、これらの契約は、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに 影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその 他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をする ことができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・ 有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき 顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

Ⅷ. 損益計算書に関する注記

その他の特別損失として、和歌山県漁業信用基金協会に対する出資金減資 1,871,116 円及び 助成金 57,428,884 円を計上しております。

IX. 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当会は、和歌山県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のJFが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員およびその組合員(以下、所属員という。)に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。

当会は貯金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券の有価証券による運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在におけ

る貸出金のうち、51%は水産業に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の 状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は主に債券であり、その他目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当会は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しております。また、通常の貸出取引については、本店に審査部署を設置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、管理部において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。

② 市場リスクの管理

当会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っております。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、 「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 4,554,676 円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めております。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(4.参照のこと)。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金	320,393,722	320, 393, 722	0
(2) 預け金	31,642,097,312	31,638,631,699	▲ 3,465,613
(3) 有価証券			
その他有価証券	3,582,326,000	3,582,326,000	0
(4) 貸出金	6,405,172,030		
貸倒引当金(*)	▲ 251,271,309		
	6,153,900,721	6,296,426,678	142,525,957
資産計	41,698,717,755	41,837,778,100	139,060,345
(1) 貯金	42,251,697,726	42,250,294,531	▲ 1,403,195
(2) 借入金	_	l	
負債計	42,251,697,726	42,250,294,531	▲ 1,403,195

^(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預け金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される預金金利で元利金の合計額を割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用 状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳 簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金によるものは、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を

計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を貨幣の時間価値のみを反映した無リスクの利子率である LIBOR・円 SWAP レートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付、割引手形については、短期間で償還されることから、時価は簿価 と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と 近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。変動金利の定期貯金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利の定期貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、決算日時点で新規に貯金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、2. の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:円)

区分	貸借対照表計上額
① 系統出資	1,011,130,000
② 系統外出資	836,940,000
合 計	1,848,070,000

- (*) 系統出資、系統外出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と 認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- 5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
		2 年以四	3 年以四	4 平丛四	3 中丛四	
預け金	31,642,097,312	0	0	0	0	0
有価証券	504,570,000	370,676,000	311,910,000	421,820,000	954,130,000	1,019,220,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	504,570,000	370,676,000	311,910,000	421,820,000	954,130,000	1,019,220,000
貸出金(*)	2,713,862,516	497,880,430	422,320,295	719,641,399	293,098,598	1,636,379,595
合 計	34,860,529,828	868,526,430	734,230,295	1,141,461,399	1,247,228,598	2,655,599,595

(*) 貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の 121,989,197 円は、含めておりません。なお、金融機関向けの貸出金 338,000,000 円は5 年超に含めております。

6. 貯金の決算日後の返済予定額

(単位:円)

		1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5年超
	貯金(*) 37,167,321,02		1,993,861,613	2.500,481,514	342,265,854	247,682,718	85,000
	合 計	37,167,321,027	1,993,861,613	2.500,481,514	342,265,854	247,682,718	85,000

(*) 貯金のうち要求払貯金 9,411,182,139 円については、「1年以内」に含めて開示しております。また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

X. 有価証券に関する注記

- 1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。
 - (1) その他有価証券で時価のあるもの

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
	国 債	200,157,662 円	202,140,000 円	1,982,338 円
貸借対照表計上額が	地方債	$2,659,468,358 \; lacksquare$	2,777,866,000 円	118,397,642 円
取得原価又は償却原	政保債	299,910,741 円	303,260,000 円	$3,349,259 \; lacksquare$
価を超えるもの	社 債	0 円	0 円	0 円
	小 計	3,159,536,761 円	3,283,266,000 円	123,729,239 円
	国 債	204,716,615 円	$202,900,000 \; egin{smallmatrix} \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \$	▲1,816,615 円
貸借対照表計上額が	地方債	0 円	0 円	0 円
取得原価又は償却原	政保債	99,834,091 円	96,160,000 円	▲3,674,091 円
価を超えないもの	社 債	0 円	0 円	0 円
	小 計	304,550,706 円	299,060,000 円	▲5,490,706 円
合 計		3,464,087,467 円	$3,582,326,000 \; egin{smallmatrix} \egin{smallmatrix} egin{smallmatrix} egin{smallmat$	118,238,533 円

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券は以下の通りであります。

売却額

売却益

売却損

2,168,555,180 円

68,654,976 円

2,506,091 円

- (3) 当事業年度中に、満期保有目的の債券 4,158,930,680 円の保有目的を和歌山県漁業信用 基金協会からの出捐協力依頼に応じるために、その他有価証券に区分変更しております。 この変更により、繰延税金負債は 33,327,641 円増加、その他有価証券評価差額金は 87,162,749 円増加しております。
- (4) その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下減損処理という)しております。当事業年度における減損処理額は 0 円です。

なお、減損処理に当たっては、当会の経理規程に基づき、当事業年度末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合には、すべて減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復可能性を考慮して減損処理を行うこととしております。

- XI. 退職給付に関する注記
 - 1. 退職給付債務等の内容は以下のとおりです。
 - (1) 採用している退職給付制度の概要

当会は確定給付型の制度として退職一時金制度を設けています。この退職金の支払いに備えるため必要資金の内部留保のほかに、中小企業退職金共済事業団に加入し外部拠出を行っております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会平成10年6月16日)に基づき、簡便法により行っております。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金 172,417,474 円 退職給付費用 13,750,507 円 退職給付の支払額 ▲28,904,266 円 中小企業退職金共済制度への拠出額 ▲2,440,000 円 期末における退職給付引当金 154,823,715 円

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務 198,512,677 円 中小企業退職金共済制度による給付額 ▲43,688,962 円 未積立退職給付債務 154,823,715 円 退職給付引当金 154,823,715 円

(4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用

13.750.507 円

2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金3.394,230円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された平成27年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は48,664,000円となっております。

XⅡ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、次のとおりであります。

平成27年3月31日現在

緼	延税	全	答	産
小木	X112/1/1	11/	\blacksquare	1-

貸倒引当金損金算入限度超過額	23,165,969 円
賞与引当金	4,493,483 円
未払事業性	471,907 円
退職給付引当金損金算入限度超過額	42,824,239 円
減価償却限度超過額	13,351,045 円
役員退職慰労引当金	4,701,115 円
睡眠貯金払戻引当金	162,681 円
繰延税金資産 小計	89,640,439 円
評価性引当額	▲89,640,439 円
操延税金資産合計(A)	0 円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	▲32,704,778 円
繰延税金負債合計(B)	▲32,704,778 円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	32.704.778 円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は、次のとおりであります。

平成27年3月31日現在

法定実効税率 27.61 %

(調整)

\(\frac{1}{2}\)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	74.57%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 11.29%
住民税均等割等	13.52%
評価性引当額の減	$\blacktriangle 54.05\%$
その他	6.80%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	57.16%

- XⅢ. 賃貸等不動産に関する注記 該当する重要な事項はありません。
- XIV. リースにより使用する固定資産に関する注記 該当する重要な事項はありません。
- XV. 資産除去債務に関する注記 該当する重要な事項はありません。
- XVI. 重要な後発事象に関する注記 該当する事項はありません。
- X VII. その他の注記 該当する重要な事項はありません。

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

		(単	位:百万円)
	科目	25 年度末	26 年度末
1	事業活動によるキャッシュ・フロー		
	税引前当期利益	10	22
	減価償却費	16	14
	減損損失	0	0
	貸倒引当金の増加額	4	▲ 290
	退職給付引当金の増加額	5	▲ 18
	その他の引当金・積立金の増加額	4	6
	資金運用収益	▲ 438	▲ 431
	資金調達費用	36	35
	有価証券関係損益	▲ 1	^ 7
	外部出資関係損益	0	0
511111111111111111111111111111111111111	固定資産処分損益	0	0
	貸出金の純増減	▲329	375
	預け金の純増減	▲ 659	▲ 441
	貯金の純増減	334	179
	教育情報資金	0	0
	その他	▲ 1	▲ 11
	資金運用による収入	444	433
	資金調達による支出	▲ 35	▲ 32
	小計	▲ 610	▲ 166
	法人税等の支払額	▲3	▲9
	事業活動によるキャッシュ・フロー	▲ 613	▲ 175
2	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	有価証券の取得による支出	▲ 499	▲ 1,826
	有価証券の売却による収入	100	2, 110
	有価証券の償還による収入	300	0
<u> </u>	固定資産の取得による支出	▲ 7	▲ 16
	固定資産の売却による収入	0	0
	外部出資による支出	0	0
	外部出資の売却等による収入	0	59
	投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 106	327
3	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	出資の増加による収入	0	0
	出資の払戻しによる支出	▲ 7	A 2
\$1.000.000.000.000.000.000.000.000.000.0	出資配当金の支払額	0	4
	回転出資金の受入による収入	0	0
	処分未済持分の取得による支出	0	0
	財務活動によるキャッシュ・フロー	▲7	A 6
4	現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
5	現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	▲ 727	151
6	現金及び現金同等物の期首残高	3, 278	2, 499
7	現金及び現金同等物の期末残高	2, 499	2, 766

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

						金	 額
科 目						25 年度	26 年度
当	期:	未 処	分	剰 余	金	15	18
特	別	積	立 金	取	崩	-	-
剰	余	金	処	分	額	6	7
	利	益	準	備	金	1	2
	任	意	積	立	金	1	1
	(う ヤ	ち優先に	出資消息	却積立会	金)	(1)	(1)
	出	資	配	当	金	4	4
	(普)	通出資	に係る	配当金	全)	(2)	(2)
	(優)	先出資	に係る	配当金	全)	(2)	(2)
次	期	繰	越剰	余	金	9	11

(注) 1. 出資配当率

- (1) 普通出資金の配当は年 0.25%の割合です。
- (2) 優先出資金の配当は年1.00%の割合です。
- 2. 優先出資消却積立金の積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。
- (1) 積立目的は、配当政策や出資金効率の観点から当該出資金の減額の際の支出に充てるために積立てます。
- (2) 積立目標額は、200百万円です。
- (3) 取崩基準は、行政庁の認可を得たうえで、目的を達するための支出に対して、 理事会の議決を経て取り崩します。
- 3. 次期繰越剰余金に含まれる、法第55条第7項(法第92条第3項において準用する場合を含む。)に規定する経営指導・教育情報事業の費用に充てるための繰越額(いわゆる教育情報資金)は、50万円です。

財務諸表の正確性等にかかる確認

謄 本

確 認 書

- 1. 私は平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
- 2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等へ適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成 2 7年 6 月 1 8 日 和歌山県信用漁業協同組合連合会 代表理事会長 榎 本 秀 春 ⑩

貯 金

種類別・貯金者別貯金残高

(単位:百万円,%)

		145 ¥F5		25 年月	度末	26 年月	26 年度末		
		種類	•	金額	構成比	金 額	構成比		
	当	座 貯	金	16	0.0	12	0.0		
	普	通 貯	金	8, 528	20. 3	9, 330	22. 1		
要求	納	税準備貯	金	14	0.0	15	0.0		
要求払貯金	貯	蓄 貯	金	29	0. 1	30	0. 1		
貯 金	通	知 貯	金	0	0.0	0	0.0		
	別	段 貯	金	28	0. 1	24	0. 1		
		計		8, 615	20. 5	9, 411	22. 3		
	定	期 貯	金	32, 523	77.3	31, 929	75. 6		
定	(}	うち固定自由金利	貯金)	(32, 523)	(77.3)	(31, 929)	(75. 6)		
期性貯	(}	うち変動自由金利	貯金)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)		
貯	積	立定期貯	金	339	0.8	303	0.7		
金	定	期積	金	595	1.4	609	1.4		
		計		33, 457	79. 5	32, 841	77. 7		
譲	渡	性貯	金	0	0.0	0	0.0		
		合 計		42, 072	100.0	42, 252	100.0		
	員	会	員	1, 766	4.2	2, 333	5. 5		
貯		組合員直接	預り	11, 546	27.4	11, 355	26. 9		
金者	内	計		13, 312	31.6	13, 688	32. 4		
貯金者区分残高	員	地方公共日	1 体	1, 123	2. 7	1, 253	3.0		
分 残		金 融 機	関	0	0.0	0	0.0		
高		そ の	他	27, 637	65. 7	27, 311	64.6		
	外	計		28, 760	68. 4	28, 564	67. 6		

- (注) 1. 固定自由金利貯金:預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
 - 2. 変動自由金利貯金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

科目別貯金平均残高

(単位:百万円,%)

44 4 5	25 f	F 度	26 4	4 -6 661	
種類	金額	構成比	金額	構成比	増減
流動性貯金	8, 630	20. 6	8, 867	21. 4	237
定期性貯金	33, 292	79. 4	32, 586	78. 6	▲ 706
その他の貯金	11	0.0	10	0.0	▲ 1
計	41, 933	100. 0	41, 463	100. 0	▲47 0
譲 渡 性 貯 金	0	0.0	0	0.0	0
合 計	41, 933	100. 0	41, 463	100. 0	▲47 0

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+納税準備貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 - 2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

貸 出 金

種類別・使途別・貸出者別貸出金残高

(単位:百万円,%)

	#	*岩		25 年	度末	26 年	構成比 0.0 29.4	
	種	類		金 額	構成比	金 額	構成比	
割	引	手	形	0	0.0	0	0.0	
手	形	貸	付	2, 257	33. 3	1, 885	29. 4	
証	書	貸	付	4, 064	59. 9	4, 059	63. 4	
当	座	貸	越	121	1.8	123	1.9	
金	融格	幾 関	貸付	338	5. 0	338	5. 3	
	台	十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		6, 780	100. 0	6, 405	100. 0	
固	定金	è 利	貸出	4, 309	63. 6	3, 960	61.8	
変	動	è 利	貸出	2, 471	36. 4	2, 445	38. 2	
設	備	資	金	4, 402	64. 9	4, 397	68.6	
運	転	資	金	2, 378	35. 1	2, 008	31.4	
	員	会 員		1,805	26. 6	1, 691	26. 4	
貸		組合員	直接貸付	2, 340	34. 5	2, 265	35. 4	
貸出者区分残高	内	1	計	4, 145	61. 1	3, 956	61.8	
区八		地方公	共団体	396	5. 9	371	5.8	
残	員	金 融	機関	338	5. 0	338	5. 3	
局	外	そ	の 他	1, 901	28.0	1, 740	27. 1	
		1	計	2, 635	38. 9	2, 449	38. 2	

科目別貸出金平均残高

(単位:百万円,%)

	種類					25 年度			26 年度			
		俚	独			金	額	構成比	Ł	金	額	構成比
割		引	手		形		0		0.0		0	0.0
手		形	貸		付		1, 583		25. 7		1, 497	24. 9
証		書	貸		付		4, 102		66. 7		4, 061	67. 5
当		座	貸		越		126		2. 1		121	2.0
金	融	機	関	貸	付		338		5. 5		338	5. 6
		合	計				6, 149	1	00.0		6, 017	100. 0

貸出金担保別内訳

(単位:百万円)

	稚	<u>f</u>	類		25 年度末	26 年度末	増 減
貯		金		等	1, 161	1, 163	2
有	佢	Б	証	券	0	0	0
動				産	250	207	▲ 43
不		動		産	1,890	1, 657	▲ 233
そ	の	他担	1 保	物	0	0	0
		計			3, 301	3, 027	▲274
漁	信	基	保	証	2, 017	2, 017	0
そ	の	他	保	証	781	941	160
		計			2, 798	2, 958	160
信				用	681	420	▲261
	4	1	計		6, 780	6, 405	▲375

債務保証担保別内訳

(単位:百万円)

	種	}	煩		25 年度末	26 年度末	増 減
貯		金		等	0	0	0
有	価	Ē	证	券	0	0	0
動				産	0	0	0
不		動		産	1	1	0
そ	_ ,	也 担		物	0	0	0
		計			1	1	0
漁	信	基	保	証	0	0	0
信				用	10	9	▲1
	合	i	計		11	10	▲1

業種別貸出金残高

(単位:百万円,%)

	120		類	類	25 年度末		26 年度末		134	4.2
	種				金 額	構成比	金 額	構成比	増	減
農	林	水	産	業	4, 429	65.3	4, 019	62.7		▲ 410
製		造		業	25	0.4	24	0.4		1
建		設		業	0	0.0	0	0.0		0
運	輸	• ì	通 信	業	0	0.0	0	0.0		0
卸	売	• /	小 売	業	0	0.0	0	0.0		0
金	融	• 1	呆 険	業	1, 038	15.3	1, 038	16. 2		0
不	動	J	産	業	0	0.0	0	0.0		0
サ	_	ビ	ス	業	0	0.0	0	0.0		0
地	方:	公 🗦	共 団	体	396	5.8	371	5.8		▲ 25
そ		の		他	892	13.2	953	14.9		61
	合		計		6, 780	100.0	6, 405	100.0		▲375

主要な水産業関係の貸出金残高

(漁業種類等別) (単位:百万円)

		25年度末	26年度末	増減
海	海面漁業	1, 545	1, 298	▲247
漁業	海面養殖業	233	219	▲ 14
兼	その他漁業	190	182	▲8
漁業	美関係団体等	1, 657	1, 550	▲107
	合 計	3, 625	3, 249	▲376

- ※1 本表は、水産業関係の貸出金残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出金残高(生活資金等) は含めておりません。
- ※2 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。(地公体、金融機関に対する貸出は含めておりません)
- ※3 公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金も含めております。

(資金種類別)

(単位:百万円)

		25年度末	26年度末	増減
プロ	パー資金	2,004	1,572	▲ 432
水産	制度資金	1,621	1,677	56
	漁業近代化資金	992	1,009	17
	その他制度資金等	629	668	39
	合 計	3, 625	3, 249	▲376

- ※4 プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。
- ※5 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行うことで信 漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを掲載しておりま す。ただし、公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金は、その他制度資金等に含めております。

〈受託貸付金〉 (単位:百万円)

	25年度末	26年度末	増減
日本政策金融公庫資金	9	g	A 1
(農林水産事業)	3	2	A 1
その他	0	0	0
合 計	3	2	▲1

- ※6 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。
- ※7 公庫転貸資金のうち転貸漁協における漁業者向け貸出金は、※5のとおり水産制度資金のその他制度資金等に記載しております(受託金融機関は受託貸付金に記載しております)。

有 価 証 券

種類別有価証券平均残高

(単位:百万円,%)

	Æ	類	:	25	年度	26 4	年度	増減
	種	寒	Į	金 額	構成比	金 額	構成比	省例
国			債	101	2. 7	405	11. 3	304
地	-	方	債	3, 231	85. 8	2, 778	77. 6	▲ 453
政	府(保 証	: 債	427	11.3	399	11. 1	▲ 28
金	Ī	融	債	(0.0	0	0.0	0
社			債	7	0. 2	0	0.0	▲ 7
外	国	証	券	(0.0	0	0.0	0
株			式	(0.0	0	0.0	0
受	益	証	券	(0.0	0	0.0	0
そ	(の	他	(0.0	0	0.0	0
	合	計		3, 766	100.0	3, 582	100. 0	▲184

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

	種類	1年以下	1年超	3年超	5 年超	7年超	10 年超	期間の定	合計
	性 独		3 年以下	5 年以下	7年以下	10 年以下		めなし	TET TET
	国 債		100						100
	地方債		460	700	1, 799	100	300		3, 359
亚	政府保証債		300			100			400
平成	金融 債								0
25 在	社 債								0
年度末	外国証券								0
末	株 式								0
	受益証券								0
	その他					***************************************		3	0
	国 債	101					304		405
	地方債	101	683	1, 375	317	***************************************	302	3	2, 778
亚	政府保証債	303					96		399
平 成	金 融 債								0
26 年 度 末	社 債								0
度	外国証券								0
末	株 式								0
	受益証券								0
	その他								0

有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

○ 有価証券

(単位:百万円)

加去日始		25 年度		26 年度			
保有目的	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益	
売買目的	0	0	0	0	0	0	
満期保有目的	3, 859	4, 050	191	0	0	0	
その他	0	0	0	3, 464	3, 582	118	
合 計	3, 859	4, 050	191	3, 464	3, 582	118	

⁽注) 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- ①満期保有目的有価証券については、取得原価を償却原価法により算定し貸借対照表価額として計上しております。
- ②その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

○ 金銭の信託

取引実績はありません。

保有有価証券の利回り

(単位:%)

種 類	25 年度	26 年度
国債	1.50	1. 28
地 方 債	1.49	1. 56
政 府 保 証 債	1. 43	1.44
金 融 債	_	_
社	1. 29	_
以 上 平 均	1.48	1. 52

受託業務・為替業務等

受託貸付金の残高

(単位:百万円)

種類	25 年度末	26 年度末
株式会社日本政策金融公庫	52	51
(うち農林水産事業受託)	(1)	(1)
(うち農林水産事業代理)	(2)	(1)
(うち国民生活事業)	(49)	(49)
独立行政法人住宅金融支援機構	128	99
独立行政法人福祉医療機構	1	1
11	181	151

内国為替の取扱実績

(単位:件、百万円)

		種		類	#5		25 年	度末	26 年度末		
性			独			仕 向	被仕向	仕 向	被仕向		
:天	A		乍	込	件	数	16, 922	22, 627	15, 661	21, 567	
K	金		振	丛	金	額	25, 282	22, 415	27, 484	23, 955	
4	A		取	立	件	数	4	4	1	1	
14	金			1/.	金	額	4	40	1	10	
	計					数	16, 926	22, 631	15, 662	21, 568	
						額	25, 286	22, 455	27, 485	23, 965	

平残・利回り等

粗 利 益

(単位:百万円,%)

								(平区・口/3/11, /0)
		区		分			25 年度	26 年度
	資	金	運	用	収	益	438	431
	資	金	調	達	費	用	36	35
資	金	通	基 月	Ħ.	収	支	402	396
	役	務」	取 引	等	収	益	12	12
	役	務]	取 引	等	費	用	4	4
役	務	取	引	等	収	支	8	8
	そ	の f	也 事	業	収	益	19	29
		受 月	取 出	資	記 当	金	17	18
		受	取	助	成	金	1	1
		国債	責等	責 券	売 却	益	1	10
		国債	貨等	責 券	償 還	益	0	0
		その)他 (り事	業収	益	0	0
	そ	の f	也 事	業	費	用	14	15
そ	の	他	事	業	収	支	5	14
事	3	業	粗	禾	IJ	益	415	418
事	業	粗	L F	ij	益	率	1. 03	1. 02

⁽注)事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

業務純益

(単位:百万円)

	区	分		25 年度	26 年度
業	務	純	益	3	6

(注)業務純益=事業粗利益-経費(人件費・物件費・税金)-一般貸倒引当金繰入

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位:百万円,%)

	ı	J.	,				25 年度		26 年度			
	区 分					平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り	
資	金	運	用	勘	定	41, 330	438		40, 899	431		
	貸		出		金	6, 149	161	2. 61	6, 017	144	2. 39	
	預		け		金	31, 415	220	0. 70	31, 058	230	0. 74	
	有	価	Ē	証	券	3, 766	57	1.51	3, 824	57	1. 50	
資	金	調	達	勘	定	41, 933	36	0.09	41, 463	34	0.08	
	貯金	<u>È</u> •	定其	期積	金	41, 933	36	0.09	41, 463	34	0.08	
	借		用		金	0	0	_	0	0	_	
貯	金		Ţ	価	率	_	_	1. 08	_	_	1. 08	
総	資	金	利	ざ	Þ	_	_	0.02	_	_	0. 05	

(注)総資金利ざや=総資金運用利回り-総資金原価率

受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

	区		分		25 年度増減額	26 年度増減額
受	取		利	息	▲ 6	▲7
	貸	Н	1	金	▲ 11	▲17
	預	V	ţ	金	6	10
	有	価	証	券	▲ 1	0
支	払		利	息	▲ 1	▲2
	貯			金	▲ 1	▲2
	譲	渡州	生 貯	金	0	0
	借	月		金	0	0
	差		引		▲7	▲9

(注) 増減額は前年度対比です。

経費の内訳

(単位:百万円)

						(平匹、日次门)
	Þ	<u> </u>	分		25 年度	26 年度
人		件		費	264	262
	役	員	報	酬	18	17
	給	料	手	当	190	188
	賞 与	引 当	金戻え	人額	▲ 12	▲ 14
	賞 与	引 当	金繰り	人額	14	18
	福	利 厚	生生	費	37	37
	退職	と 給	付 費		14	14
	役員退	職慰労	引当金繰	入額	3	2
旅	費	交	通	費	11	11
業		務		費	53	48
負		担		金	14	16
施		設		費	53	59
貯	金	保	険	料	6	6
雑				費	1	1
税				金	2	2
	<u></u>	1	<u></u>		404	405

諸 指 標

最近5年間の主要な経営指標

(単位:百万円,口)

	区	分		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
経	常	収	益	513	494	471	472	481
経	常	利	益	3	20	5	10	22
当	期	剰 余	金	14	17	2	7	10
出	Ì	資	金	1, 013	1,013	1,014	1,006	1,004
出	資	П	数	101, 158	101, 251	101, 350	100, 606	100, 457
純	資	産	額	1, 242	1, 254	1, 251	1, 247	1, 337
総	資	産	額	42, 343	43, 198	43, 277	43, 617	43, 905
貯	金	等 残	高	40, 831	41,663	41, 738	42,072	42, 252
貸	出	金 残	高	7, 691	7, 785	6, 451	6, 780	6, 405
有	価 証	券 残	高	3, 768	3, 868	3, 759	3, 859	3, 582
剰	余金	配 当 金	額	4	4	2	4	4
	出資	記当の	額	4	2	4	4	4
	事業利用	分量配当	の額	0	0	0	0	0
職	j	Ę.	数	44 人	46 人	45 人	42 人	43 人
単	体自己	資本上	上率	10. 63%	10. 59%	10.61%	10.69%	10. 18%

(注)「単体自己資本比率」は、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」 (平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 3 号) に基づき算出しております。なお、平成 24 年度以前は旧告示(バーゼルII) に基づく単体自己資本比率を記載しています。

自己資本の充実の状況

自己資本調達手段の概要に関する事項

1. 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、 財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

平成27年3月末における自己資本比率は、内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化に取り組んだ結果、10.18%となりました。

2. 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は、会員からの普通出資と非累積的永久優先出資により調達しています。普通出資金

項目	内 容
発行主体	和歌山県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	8億円(前年度8億円)

非累積的永久優先出資

項目	内 容
発行主体	和歌山県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2億円(前年度2億円)

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備えて、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保による自己資本増強を行っております。

内部留保は未処分剰余金の20%以上を利益剰余金等により積み立てる方針です。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当連合会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分 な自己資本の維持に努めています。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

(早位:日刀)************************************						
項目	2	5年度	26年度			
'Я Г		経過措置による 不算入額		経過措置によ る不算入額		
コア資本に係る基礎項目 (1)						
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	1, 243		1, 247			
うち、出資金及び資本準備金の額	1, 006		1,004			
うち、再評価積立金の額						
うち、利益剰余金の額	241		247			
うち、外部流出予定額 (△)	▲ 4		4 4			
うち、上記以外に該当するものの額						
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	15		15			
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	15		15			
うち、適格引当金コア資本算入額						
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る 基礎項目の額に含まれる額						
うち、回転出資金の額	_					
うち、上記以外に該当するものの額						
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本 調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の 額に含まれる額						
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_		_			
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1, 258		1, 262			
コア資本に係る調整項目 (2)		_ 				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		_				
うち、のれんに係るものの額		_		_		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るも の以外の額						
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額						
適格引当金不足額	_	_		_		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				_		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算 入される額						
前払年金費用の額	_	_		_		
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額						
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	_		_		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	_		_		
		·				

_				
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	_	_	_	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関 連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額	_	_	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連する ものの額	_	_	_	_
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	_	_	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関 連するものの額	_	_	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産 に関連するものの額	_	_	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連する ものの額	_	_	_	_
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	_		_	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) 一 (ロ)) (ハ)	1, 258		1, 262	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	10, 972		11, 613	
資産 (オン・バランス) 項目	10, 964		11, 605	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される 額の合計額	▲ 1, 937		▲ 1, 292	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例に よるとしてリスク・アセットの額に算入されることにな ったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲ ージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係 るものの額 うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例に	_		_	
よるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	_		_	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例に よるとしてリスク・アセットの額に算入されることにな ったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	_		_	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	▲ 1, 937		▲ 1, 292	
うち、上記以外に該当するものの額	_		_	
オフ・バランス項目	8		8	
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	_		_	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	_			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	795		781	
信用リスク・アセット調整額	_		_	
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	11, 768		12, 394	
自己資本比率				

⁽注) オペレーショナル・リスクに関する記載 : (基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計画手法を使用=3)

ソフト「自己資本比率算定システム」 から決算速報様式出力の【付表 1】から転記

自己資本の充実に関する事項

(単位:百万円)

				\rightarrow		単位・日ガロ/
		25年度末		7	26年度末	
信用リスク・アセット額	エクスホ゜ーシ゛ャー	リスク・アセット額	所用自己資	エクスホ゜ーシ゛ャー	リスク・アセット額	所用自己資
	の期末残高		本額	の期末残高		本額
(標準的手法)		а	b=a×4%		а	b=a×4%
我が国の中央政府及び中央 銀行向け	100	0	0	405	0	0
我が国の地方公共団体向け	3, 771	0	0	3, 045	0	0
地方公共団体金融機構及び 我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商 品取引業者向け	31, 556	6, 311	252	32, 364	6, 473	259
法人等向け	400	0	0	400	0	0
中小企業・個人向け	499	319	12	459	289	12
抵当権付住宅ローン	1, 155	404	16	1, 242	435	17
不動産取得等事業向け	0	0	0	0	0	0
3ヵ月以上延滞債権	63	78	3	54	68	3
漁業信用基金協会等保証	2,004	200	8	2,006	201	8
出資等	953	953	38	894	894	36
上記以外	3, 120	2, 699	107	2,601	3, 245	130
(うち農林中央金庫等の対象 普通出資等)	1, 291	1, 291	51	1, 291	1, 938	78
経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されるものの額	0	0	0	0	0	0
経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額(▲)	0	0	0	0	0	0
合 計	43, 621	10, 964	436	43, 793	11, 605	543

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

	25年度			26年度	
粗利益額	**パージョナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	粗利益額	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除し て得た額	所要自己資本額
a	b=a×15%÷8%	$c=b\times4\%$	a	b=a×15%÷8%	$c=b\times4\%$
424	795	31	417	782	31

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当会では基礎的手法を採用して

所要自己資本額

(単位:百万円)

2 5	年度	26年度		
リスク・アセット 所要自己資本額		リスク・アセット	所要自己資本額	
(分母) 合計	$b=a\times4\%$	(分母) 合計	$b=a\times4\%$	
a		а		
10, 972	438	11, 613	465	

97ト「自己資本比率算定システム」の「帳票出力【様式3】粗利益算出表」から直近3年間の粗利益(掛目前)の平均値を記入する。

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は、告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディース゛・インヘ゛スタース゛・サーヒ゛ス・インク (Moody's)
スタンタ゛ート゛・アント゛・フ゜アース゛・レーティンク゛・サーヒ゛シス゛(S&P)
フィッチレーティング、スリミテット゛(Fitch)

②リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人向けエクスポージャ	R&I、JCR、Moody's、	
一 (長期)	S&P、Fitch	
法人向けエクスポージャ	R&I、JCR、Moody's、	
一(短期)	S&P、Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

			0.5 左座士				-位: 日/3/1/
			25年度末			26年度末	
		信用リスクに関			信用リスクに関		
	区 分	するエクスポージ			するエクスポージ		
		ヤーの残高	うち貸出金等	うち債券	ヤーの残高	うち貸出金等	うち債券
	農林水産業	1,714	1,714	0	1, 173	1, 173	0
	製造業	25	25	0	24	24	0
	建設業	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0
法	卸売・小売業	0	0	0	0	0	0
人	金融・保険業	1,038	1,038	0	1, 038	1,038	0
	不動産業	0	0	0	0	0	0
	サービス業	0	0	0	0	0	0
	地方公共団体	3, 866	396	3, 470	3, 554	371	3,074
	その他	1, 292	892	400	1, 352	953	400
個	人	2, 737	2, 737		2, 867	2, 867	
固定	資産等	32, 972			33, 795		
	合 計	43, 644	6, 802	3, 870	43, 803	6, 426	3, 474

(注) 1. 全て国内取引です。

2.「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外の対フ・バランスシート・エクス ポージャーを含んでいます。

3. 当会は、デリバティブ取引の取扱いはあり

ソフト「自己資本比率算定システム」の 【様式 2】リスクアセット算出表の『エクス ポージャー』の最終合計数値とし、 『固定資産等』欄は逆算とする

ソフト「自己資本比率算定システム_|の 【様式9】有価証券明細の『エクスポ ージャー』の数値を該当欄へ割り振 っていく

信用リスクに関するエクスポージャー・スコスコースコースコースコース・ジェな種類がシーコー

(単位:百万円)

		25年度末			26年度末	
	信用リスクに関			信用リスクに関		
区 分	するエクスポージ		するエクスポージ	するエクスポージ		
	ャーの残高			ヤーの残高		
	Y 027久同	うち貸出金等	うち債券	7 027久间	うち貸出金等	うち債券
1年以下	3, 838	3,838	0	4, 267	3, 767	500
1年超3年以下	1, 212	348	864	957	294	663
3年超5年以下	1,010	307	703	2, 344	1, 040	1, 304
5年超7年以下	2, 788	984	1, 804	693	392	301
7年超	1, 086	584	502	1, 196	490	706
期限の定めなし	33, 710	741	0	34, 346	443	0
合 計	43, 644	6, 802	3, 873	43, 803	6, 426	3, 474

(注) 1. 全て国内取引です。

2.「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリク ポージャーを含んでいます。

ソフト「自己資本比率算定システム」の【様式 9】 有価証券明細の『エクスポージャー』と金融庁モニ タリング作成時の基ネタである有価証券明細の 残存期間別色分けから該当期間に割り振っ ていく。※根拠資料のフォルダ参照

3月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び業種別の内訳

(単位:百万円)

	区 分	25年度末	26年度末
	農林水産業	301	25
	製造業	0	0
	建設業	0	0
	運輸・通信業	0	0
法	卸売・小売業	0	0
人	金融・保険業	0	0
	不動産業	0	0
	サービス業	0	0
	地方公共団体	0	0
	その他	0	0
	個 人	99	102
	合 計	400	127

⁽注) 全て国内取引です。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

					2 5 年度					26年度		
	区 分		期首残高	期中増加	期中海	載少額	期末残高	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高
			別目7次同	朔中培加	使用目的	その他	期木残尚	期自残局		使用目的	その他	期木残局
_	般貸	倒引当金	16	0	0	1	15	15	0	0	0	15
個	別貸	倒引当金	521	7	0	2	526	526	0	0	290	236
		農林水産業	459	0	0	2	457	457	0	0	272	185
		製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	法	卸売・小売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		地方公共団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		個 人	62	7	0	0	69	69	0	0	18	51

(注) 全て国内取引です。

貸出金償却の額

(単位:百万円)

	区 分	2 5 年度	26年度	
	農林水産業	0	0	
	製造業	0	0	
	建設業	0	0	
	運輸・通信業	0	0	
法	卸売・小売業	0	0	
人	金融・保険業	0	0	
	不動産業	0	0	
	サービス業	0	0	
	地方公共団体	0	0	
	その他	0	0	
	個 人	0	0	
	合 計	0	介 77 「自己資本比率算定システム」の様式2 「	

信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

ソフト「自己資本比率算定システム」の様式2「リスクアセット 算出表」を基に『信用リスク削減後エクスポージャー』の列 の数値を各%区分ごとに集計し、記入する。(集計 用のフォーマットは[根拠資料]のフォルダに有り)

							_/ _/
	<i>7</i> /\		25年度末			26年度末	
▷	区 分	格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
	0%	0	4, 692	4, 692	0	4, 172	4, 172
信	10%	0	2,004	2,004	0	2,006	2,006
用リ	20%	0	31, 557	31, 557	0	33, 606	33, 606
信用リスク削減効果勘案後残高	35%	0	1, 155	1, 155	0	0	0
	50%	0	16	16	0	12	12
果勘	75%	0	437	437	0	396	396
案 後 産	100%	0	2, 247	2, 247	0	2, 203	2, 203
高	150%	0	1, 451	1, 451	0	1, 332	1, 332
	200%	0	0	0	0	0	0
	250%	0	0	0	0	0	0
	1250%	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
自己	資本控除額	0	0	0	0	0	0
£	情(0	43, 559	43, 559	0	43, 727	43, 727

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続きの概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の 算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定され ている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリ スク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

本会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。 信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」 を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、 取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減され ている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の 決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効で あることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下に ある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯 金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相 殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約 下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャ 一額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A・または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	2 5 年度				26年度									
区分	適	格	金	融	/ 🗆	= -		適	格	金	融	/ [⇒ -r	
	資	産	担	保	保	証		資	産	担	保	保	証	
地方公共団体金融機構及び				0			0				0		-	0
我が国の政府関係機関向け				U			U				U		,	J
地方三公社向け				0			0				0		(0
金融機関及び第一種金融商				0			0				0		(0
品取引業者向け				U			U				U		,	J
法人等向け				0			0				0		(0
中小企業・個人向け				0			0				0		(0
抵当権付住宅ローン				0			0				0		(0
不動産取得等事業向け				0			0				0		(0
3ヵ月以上延滞債権				0			0				0		(0
漁業信用基金協会等保証				0			0				0		(0
その他				0			0				0		(0
合 計				0			0		-		0		(0

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払を行う取引です。

当会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二 以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を 有する取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

出資その他これに類する又は株式等エクスポージャーに関する事項

出資その他これに類する又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手 続の概要

「出資等又は株式等」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は 出資として計上されているものであり、当会においては、これらを①その他有価証券、 ②系統および系統外出資に区分して管理しています。

その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、 日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様 の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等の評価等については、①その他有価証券については 時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」 として純資産の部に計上しています。②系統および系統外出資については、取得原価を 記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。

また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区分	2 5 4		26年度末		
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額	
上場	_	_	_	_	
非上場	76		76		
合 計	76	_	76	_	

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

本会出資先のうちの一般企業 (現状では全オンとテレビ和歌山)

(単位:百万円)

区分			25年度末		26年度末			
	ガ	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額	
上	場	_	_	_	_	_	_	
非_	上場	_	_	_	_	_	_	
合	計	_	_	_	_	_	_	

貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額

25年度末

(その他有価証券の評価損益等)

26年度末

(単位:百万円)

区 分		1 30,11		1 30:11
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	_	_	_	_
非上場	_	_	_	_
合 計	_	_	_	_

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関係会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

区分	2 5 年	F度末	2 6年	F度末
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	_	_	_	_
非上場	_	_	_	_
合 計	_	_		_

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、債券市場、スワップ市場等の金利に関連する市場が変動することにより、貸出金、有価証券、貯金等の金利感応資産・負債の価値が低下するリスクをいいます。

当会では、市場金利が上下2%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随 時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間 に均等配賦(平均残存2.5年)して金利リスクを算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク= 運用勘定の金利リスク量+調達勘定の金利リスク量 (▲)

金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位:百万円)

区 分	25 年度	26 年度
金利ショックに対する 損益・経済価値の増減額	▲27	▲5

経営諸指標

期末:期末残高ベース

期中:期中平残ベース(決算速報より)

	区分	25 年	F度末	26 年度末		
	貯貸率 (期末・期中)	16. 1% 14. 6%		15. 2%	14. 5%	
	貯預率(期末・期中)	73. 3%	75.0%	74.9%	74. 9%	
貯	貯証率(期末・期中)	9. 2%	9.1%	8.5%	9. 2%	
貯貸率等	1 従業員当り貯金残高		1,001 百万円	983 百万円		
等	1店舗当り貯金残高		3,824 百万円	6,036 百万円		
	1 従業員当り貸出金残高		161 百万円	149 百万円		
	1店舗当り貸出金残高		616 百万円	915 百万円		
	総資産経常利益率	0. 0	023%	0.0	53%	
利益率	資本経常利益率	0.8	0.812%		48%	
率	総資産当期純利益率	0. 017%		0. 022%		
	資本当期純利益率	0. 5	595%	0.7	71%	

- (注) 1. 総資産経常(当期)利益率=経常(当期)利益/総資産平均残高(偶発債務見返除く)×100
 - 2. 資本経常(当期)利益率=経常(当期)利益/資本勘定平均残高×100

リスク管理情報等

リスク管理債権残高及び同債権に対する保全額

(単位:百万円,%)

区 分	25 年度末	26 年度末	増減
リスク管理債権総額 (A)=①+②+③+④	1, 218	911	▲307
破 綻 先 債 権 額 ①	315	31	▲284
延 滞 債 権 額 ②	895	880	▲ 15
3ヶ月以上延滞債権額 ③	8	0	▲ 8
貸出条件緩和債権額④	0	0	0
保全額合計 (D)=(B)+(C)	1, 218	911	▲307
担保·保証付債権額(B)	692	675	▲17
個別貸倒引当金残高(C)	526	236	▲290
保 全 率 (D)/(A)	100. 0	100.0	_

- (注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除きます。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由が生じているものをいいます。
 - 2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図る ことを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいいます。
 - 3.「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金(注1、2に掲げるものを除く。)をいいます。
 - 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(注1、2、3に掲げるものを除く。)をいいます。
 - 5.「担保・保証付債権額(B)」は、「リスク管理債権総額(A)」のうち自己査定に基づいて計算した貯金・定期積 金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先によ る保証付貸出金についての当該担保・保証の合計額です。
 - 6.「個別貸倒引当金残高(C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

(単位:百万円,%)

区 分	25 年度末	26 年度末	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	375	88	▲287
危 険 債 権	836	823	▲ 13
要 管 理 債 権	8	0	▲ 8
不 良 債 権 合 計 額 (A)	1, 219	911	▲308
正 常 債 権	5, 579	5, 510	▲69
保 全 額 合 計 (D)=(B)+(C)	1, 219	911	▲308
担保 · 保証付債権額 (B)	693	675	▲18
個別貸倒引当金残高 (C)	526	236	▲290
保 全 率 (D) / (A)	100. 0	100. 0	_

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
 - 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。
 - 3.「要管理債権」とは、基本的には、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。
 - 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる 債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。
 - 5.「担保・保証付債権額(B)」は、「金融再生法開示債権総額(A)」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金 及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付 貸出金についての当該担保・保証の合計額です。
 - 6.「個別貸倒引当金残高(C)」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれていません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円,%)

			25 年度			26 年度				
区 分	期首	期中	期中海	貞少 額	期末	期首	期中	期中》	載少 額	期末
	残高	増加額	目的使用	その他	残 高	残高	増加額	目的使用	その他	残 高
一般	16	0	0	1	15	15	0	0	0	1.5
貸倒引当金	16	0	0	1	15	15	0	0	0	15
個 別	F01	7	0	0	526	526	0	0	202	226
貸倒引当金	521	1	0	2	526	526	2	0	292	236
合 計	537	7	0	3	541	541	2	0	292	251

貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	25 年度	26 年度
貸出金償却額	0	0

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退任慰労金の2種類で、平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであ り、退任慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準 じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額	(注2)
	基本報酬	退任慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	1 7	2

- (注) 1. 対象役員は、理事8名、監事3名です。(期中に退任した者を含む。)
 - 2. 退任慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定しています。

② 役員退任慰労金

役員退任慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額を算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退任慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退任慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を 計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。
 - 2.「同等額」は、平成26年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
 - 3. 平成26年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

本 会 の 組 織

会 員 数

資 格 別	25 年度末	26 年度末	増 減
正 会 員	35	34	1
准 会 員	3	3	0
合 計	38	37	1

役 員

平成27年6月末現在

			氏	名					氏	名	
代表理事	事会長	榎	本	秀	春	理	事	吉	田	俊	久
代表理事	事専務	前帝	『屋	泰	嗣	理	事	片	谷		匡
理	事	濵	端	喜久	入次	代表	表 監 事	Щ	上		廣
理	事	狗	巻	吉	明	常真	勤 監 事	宇	都	靖	夫
理	事	中	村	和	孝	員	外監事	月	Щ	純	典

店 舗 一 覧

平成27年6月末現在

店舗名	所 在 地	電話番号
本店	和歌山市雑賀屋町東ノ丁33番地	073-432-0761
有田支店	有 田 市 宮 崎 町2405	0737-83-5566
御坊支店	御坊市塩屋町南塩屋450番地の4	0738-22-5277
串本支店	東牟婁郡串本町串本1884番地	0735-62-5400
田辺営業店	田辺市江川43の35	0739-22-3170
すさみ営業店	西牟婁郡すさみ町周参見4866-7	0739-55-2414
勝浦営業店	東牟婁郡那智勝浦町大字築地7-8-2	0735-52-0843

自動機器の設置状況

ATM(現金自動預入・支払機)、CD(現金自動支払機)の設置台数

区分	}	店舗内	店舗外
海 切 弐 卑	C D	0	0
漁協設置	ATM	0	0
层海 油型	C D	0	0
信漁連設置	ATM	7	4

協同会社

該当ありません。

特定信用事業代理業の状況

該当ありません。

○店舗内・店舗外の考え方

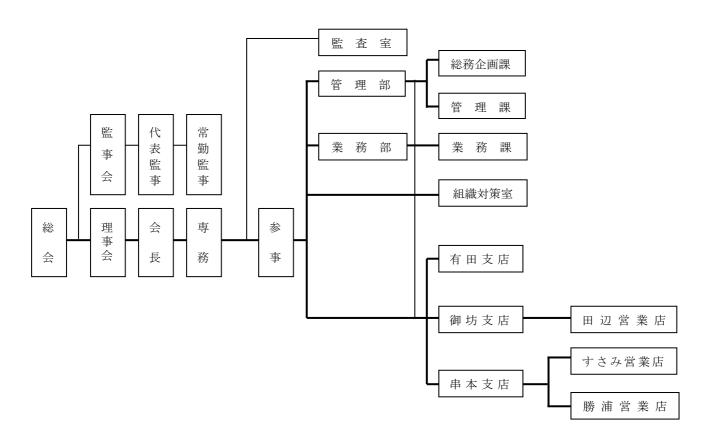
信漁連店舗(本支店、営業店)の内・外ではなく、単純に建物 (本会の本支店、営業店のみならず、漁協事務所も含める)の中 or 建物の外に ATM ブースを設置しているかが判断基準

H27.03 現状

店舗内:加太、本店、有田、衣奈、南部、勝浦 \Rightarrow 7 店舗外:田野浦、名田、串本、浦神、宇久井 \Rightarrow 4

組 織 機 構 図

(平成27年6末現在)



沿革・歩み

昭和 30 年 10 月 創立総会開催 平成	12年 2月 初島漁協の信用事業を譲受
昭和 30 年 11 月 農林大臣・大蔵大臣の設立認可	勝浦漁協の信用事業を譲受し、勝浦常
昭和 30 年 11 月 設立登記を完了	業店を開設
昭和34年9月 田辺支所開設 平成	12年11月 南部町漁協の信用事業を譲受し、南部
昭和36年2月 勝浦支所開設	町営業店を開設
昭和37年9月 湯浅駐在員事務所設置 平成	12 年 12 月 日置漁協の信用事業を譲受
昭和38年3月 串本駐在員事務所設置 平成	13年 2月 栖原漁協及び下田原漁協の信用事業
昭和 40 年 6 月 農林漁業金融公庫業務受託	を譲受
昭和44年 湯浅支所に昇格 平成	13年 3月 浦神漁協の信用事業を譲受し、浦神党
昭和 44 年 漁業近代化資金制度創設	業店を開設
昭和 50 年 3 月 貯金残高 100 億円突破	古座漁協の信用事業を譲受
昭和 50 年 9 月 信漁連会館竣工 平成	13 年 9月 西向漁協の信用事業を譲受
昭和51年 1月 系統為替の取扱開始 平成	13 年 10 月 加太漁協の信用事業を譲受し、加太常
昭和51年 7月 他行為替の取扱開始	業店を開設
昭和52年 7月 串本支所に昇格 平成	13 年 11 月 箕島町漁協の信用事業を譲受し、箕島
昭和54年 2月 全銀内国為替制度に加盟	町営業店を開設
昭和 55 年 3 月 貯金残高 200 億円突破 平成	13 年 12 月 大島漁協の信用事業を譲受
昭和 59 年 10 月 貯金残高 300 億円突破 平成	14年 3月 田辺漁協の信用事業を譲受し、田辺領
平成 1年 7月 全国漁協オンラインセンター稼働	業店を開設
平成 1年 7月 串本支所を駐在所に変更	樫野漁協の信用事業を譲受
平成 4年 3月 貯金残高 400 億円突破 平成	14 年 10 月 衣奈浦営業店を廃止
平成 6年 3月 湯浅支所、田辺支所業務を本所に移管 平成	14年11月 雑賀崎漁協の信用事業を譲受し、雑賀
平成 6年 6月 塩津漁協、戸坂漁協、大崎漁協の信用	崎営業店を開設
事業を譲受し、下津営業店を開設	有田支店を開設、湯浅支店を廃止、湯
平成 6年 7月 毛見浦漁協の信用事業を譲受	浅営業店を開設
平成 7年 7月 串本漁協信用事業を譲受し、串本支店 平成	15 年 3月 浦神営業店を廃止
を開設。串本駐在事務所を廃止 平成	15 年 4月 田辺営業店を廃止、田辺支店を開設
平成 7年 8月 田村漁協、湯浅中央漁協、衣奈浦漁協、 平成	15 年 5月 白浜支店を廃止、白浜営業店を開設
由良町漁協の信用事業を譲受し、湯浅 平成	16 年 12 月 勝浦支店を串本支店へ統合し、勝浦常
支店を開設。湯浅支所は廃止	業店を開設
平成 7年 9月 白浜漁協、すさみ漁協の信用事業を譲 平成	20年 7月 三尾漁協の信用事業を譲受
受し、白浜支店を開設 平成	20 年 12 月 由良町営業店・印南町営業店を廃止
平成 7年10月 比井崎漁協、御坊市漁協、印南町漁協 平成	21年 4月 南部町営業店を廃止
の信用事業を譲受し、御坊支店を開設 平成	21年 5月 湊浦営業店・白浜営業店を廃止
平成 9年 6月 湊浦漁協の信用事業を譲受し、湊浦営 平成	21年 5月 宇久井営業店を廃止
業店を開設 平成	21年 8月 須江営業店・三輪崎営業店を廃止
平成 9年12月 宇久井漁協の信用事業を譲受し、宇久 平成	21年 10月 田野浦営業店を廃止、雑賀崎営業店を
井営業店を開設	和歌浦湾営業店に変更
平成 10 年 8月 須江漁協の信用事業を譲受し、須江営	下津営業店・田村営業店を廃止
	26 年 5月 加太営業店・和歌浦湾営業店を廃止
平成 11 年 7月 田野浦漁協の信用事業を譲受し、田野 平成	26 年 6月 湯浅営業店を廃止
	26 年 9月 比井崎営業店を廃止
平成 11 年 9月 西脇漁協の信用事業を譲受 平成	26年10月 田辺支店を御坊支店へ統合し、田辺智
平成 11 年 10 月 三輪崎漁協の信用事業を譲受し、三輪	業店を開設
崎営業店を開設	

手 数 料 一 覧

平成27年4月1日現在

内国為替の取扱手数料

	種類		自店宛	当会本支店及 び漁協系統宛	他金融	機関宛
振 込	手 数 料 (1件につき)				電信扱い	文書扱い
	窓口利用	3万円以上	216 円	432 円	864 円	864 円
		3万円未満	無料	216 円	648 円	648 円
	自動機利用	3万円以上	無料	216 円	540 円	_
		3万円未満	無料	108 円	324 円	—
	定時定額自動振込	3万円以上	無料	216 円	540 円	_
	化时 化 領 日 期 派 込	3万円未満	無料	108 円	324 円	_
	エローリング・1利田	3万円以上	無料	216 円 540 円		_
	JFマリンネット利用	3万円未満	無料	108 円	324 円	—
送金	手 数 料 (1件につき)		_	432 円	864 円	864 円
代金耳	立主数料(1通につき)		_	(至急) 864	円 (普遍	通) 648 円
7	送金、振込の組戻料				1 件につき	648 円
そ	不渡手形返却料				648 円	
0)	取立手形組戻料			1件につき		648 円
他	取立手形店頭提示料				1 件につき	648 円
TU	ただし、648 円を超える	取立費用を要す	る場合はその	実費を申し受けま	す。	

- (注) 1. 他金融機関宛とは、農協・農林中金・銀行・信用金庫等とします。ただし、自動機利用及び JF マリンネット利用の場合に、農協・農林中金は当会本支店及び漁協系統宛に含みます。
 - 2. 窓口利用・3万円以上の自店宛振込手数料は、振込金を貯金口座から振り替える場合は無料となります。
 - 3. 上記手数料には消費税(8%)が含まれております。

その他の諸手数料

建 古 訂 明 妻 戏 伝 毛 粉 料	1番にっき	490 III
残高証明書発行手数料	1通につき	432 円
利 息 証 明 書 発 行	1 通につき	432 円
自己宛小切手発行手数料	1 通につき	540 円
通帳・証書喪失再発行手数料	1 通につき	1,080円
キャッシュカード喪失再発行手数料	1 通につき	1,080円
取引履歴検索手数料	顧客1件につき	1,080円
住宅ローン関係手数料		
①貸付事務手数料	1 案 件	全国保証扱い 無料
	11	上記以外 32,400円
②固定金利更新手数料	1回につき	5, 400 円
③繰 上 償 還 手 数 料	1回につき	
変 動 金 利 選 択 中一部繰上	IJ	5, 400 円
" 全額繰上	IJ	5, 400 円
特約期間固定金利中一部繰上	IJ	21,600 円
" 全額繰上	IJ	32, 400 円
特約期間固定金利終了時一部繰上	IJ	5, 400 円
" 全額繰上	IJ	32, 400 円
両 替 手 数 料	1~100	無料
	101~500	216 円
	501~1,000	432 円
	1,001~	500 枚毎に 216 円追加

- (注) 1. 両替手数料は、両替前または両替後の硬貨枚数と紙幣枚数の取扱合計枚数のいずれか多い方の枚数を適用します。
 - 2. 上記手数料には消費税(8%)が含まれております。

勧 誘 方 針

当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘に当たっては、次の事項を遵守し、ご利用者の皆様の立場に立った勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

- 1. ご利用者の皆様の商品利用目的、知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2. ご利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項 を十分に理解していただくよう努めます。
- 3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、ご利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
- 4. お約束のある場合を除き、ご利用者の皆様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
- 5. ご利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。